## 入 札 公 告 (建設工事)

次のとおり一般競争入札(政府調達協定対象外)に付します。

平成29年12月15日

## 支出負担行為担当官 沖縄防衛局長 中嶋 浩一郎

## 1 工事概要

- (1) 工事名 シュワブ(H25)造成追加工事(その1)
- (2) 工事場所 キャンプ・シュワブ内
- (3) 工事内容 本工事は、キャンプ・シュワブ内における以下の工事を行うものである。
  - 1. 造成工事 切土 約26,000m3 盛土 約30,000m3
  - 2. 地盤改良工事 セメント安定処理 約2,000㎡
  - 3. 雨水排水工事 高密度ポリエチレン管 約160m マンホール等

なお、詳細については、特記仕様書による。また、ここに記載の内容が、特記仕様書等と異なる場合には、特記仕様書等を優先するものとする。

- (4) 工期 平成31年3月31日まで
- (5) 本工事は、入札時に「企業による技術提案」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための施工体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行対象工事である。

なお、「企業の信頼性・社会性」の評価にあたっては、沖縄県北部地域(沖縄県名 護市、国頭村、大宜味村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町、東村、 伊江村、伊平屋村、伊是名村の地域精通度及び地域貢献度を重視して評価を行う「地 域評価型」の対象工事である。

(6) 本工事は、資料提出及び入札等を電子入札システムにより行う対象工事である。ただ し、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるもの とする。

なお、紙入札方式の承諾に関しては沖縄防衛局総務部契約課に紙入札方式承諾願を提出するものとする。

- (7) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。
- (8) 本工事は、現に施工中であるシュワブ(H25)造成工事(その1)に係る追加工事である。
- 2 競争参加資格
  - (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条及び第71 条の規定に該当しない者であること。

- (2) 防衛省における平成29・30年度一般競争(指名競争)参加資格(以下「防衛省競争 参加資格」という。)のうち、「土木一式工事」で級別の格付を受け、沖縄防衛局に 競争参加を希望していること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続 開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生 手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付 を受けていること。)
- (3) 会社更生法に基づく更生手続開始に申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者((2)の再度格付を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 防衛省競争参加資格の「土木一式工事」に係る総合審査数値(資格審査結果通知書の記3の総合審査数値欄の点数)が830点以上1500点未満 であること。
- (5) 平成14年度以降公告日までに元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、

(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。)

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成したした防衛省発注機関(契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。)(旧防衛施設局、旧防衛施設支局及び旧装備施設本部(以下「旧防衛施設局等」という。)を含む。)の発注した工事に係るものにあっては、施工成績評定通知書の評定点合計(以下「評定点」という。)が65点未満のものを除くこと。

また、実績が工事成績相互利用登録発注機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。

- (6) 工事全般の施工計画が適正であること。
- (7) 次の基準をすべて満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
  - ア 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
  - イ 平成14年度以降公告日までに完成・引渡しが完了した工事のうち、次に示す工 事の経験(同種工事の着工から完成までの期間のうち、1/2以上従事)を有する 者であること。

造成工事(盛土量)20,000m3以上の経験を有すること。

造成工事(盛土量)40,000m3以上の実績を有すること。

なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成したした防衛省発注機関(旧防衛施設 局及び旧防衛施設支局を含む。)の発注した工事に係るものにあっては、評定点合計が 65点未満のものを除く。

また、経験が工事成績相互利用登録発注機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。

- ウ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者で あること。
- (8) 一般競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「技術資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、沖縄防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について」(防整施(事)第150号。28.3.31)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9) 沖縄防衛局が発注した土木一式工事のうち、平成27年度以降平成28年度までに完成・引渡しが完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が65点以上であること。
- (10) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受注者(受注者が共同体である場合においては、

当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。)又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

- (11) 入札に参加を希望する者との間に資本関係又は人的関係がないこと(資本関係又は人的 関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)。
- (12) 沖縄防衛局の管轄区域(沖縄県)内に建設業法の許可(当該工事に対応する建設業種) に基づく本店、支店及び営業所が所在すること。

又は、同管轄区域(沖縄県)内において、(5)に掲げる工事の施工実績を有すること。

- (13) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。
- (14) 競争参加資格確認のため、添付を義務づけた資料の添付がなく、記載内容の確認ができない場合は、書類不備により、参加資格の確認ができないとして**欠格**とする。
- 3 総合評価に関する事項
  - (1) 評価項目

本工事の評価項目は、次のアからカとし、詳細は入札説明書による。

ア 企業による技術提案

- ・盛土施工における品質向上についてどのような配慮を行うか
- イ 企業の技術力
- ウ 企業の信頼性・社会性
- エ 工事全般の施工計画(当該工事における施工上配慮すべき事項等の技術的所見)
- 才 施工体制
- カ その他 (ペナルティー)
- (2) 総合評価の方法
  - ア 標準点

要求要件を満たしている者に標準点として100点を付与する。

イ 加算点

技術資料の内容に応じ、(1)アから工及びカの評価項目ごとに評価を行い、得られた「評価点数の合計値」が、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格(以下「予定価格」という。)の制限の範囲内の入札参加者のうち、最も高い者に 30点の加算点を付与する。

その他の者は「評価点数の合計値」に応じ按分して求められる点数を加算点として付 与する。

ウ 施工体制評価点

「施工体制評価点」は(1)オの項目について最高30点の評価点を付与する。

ただし、事前調査により、施工体制が十分に確保されない場合又は契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある場合若しくは品質確保のための施工体制及びその他の施工体制が著しく確保されないおそれがある場合、減点を行う。また、施工体制評価点の低いものに対しては、企業による技術提案に係る評価点数に相当する加算点を減ずる場合がある。

エ 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と「加算点」 及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で 除して得た数値(以下「評価値」という。)をもって行う。

- オ (1)アの評価項目(企業による技術提案)を行わない者にあっては、(1)イから工及びカの評価項目の評価内容に応じた加算点を算出し与える。
- (3) 施工体制の確認のため、ヒアリングを行う。
- (4) 落札者の決定方法

ア 入札参加者は、価格及び(1)アから力をもって入札に参加し、次の各要件に該当する者 のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

- (ア) 入札価格が予定価格の制限の範囲内である。
- (イ) 評価値が、標準点を予定価格で除した数値(「基準評価値」)を下回らない。 ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容 に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結す ることが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認 められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全 て満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。 なお、評価値が基準評価値を上回っていても、減点評価により技術評価点が標準点 (100点)を下回る場合は、落札者の対象外とする。
- イ 上記の場合において、評価値の最も高い者が二者以上あるときは、くじへ移行する。 くじの実施方法等については、発注者から指示をする。
- (5) その他

受任者の責により入札時の(1)の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティーとして、工事成績評定を減ずることとし、1工事最大10点減ずる。

## 4 入札手続等

(1) 担当部局

〒904-0295 沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納290-9

沖縄防衛局総務部契約課

電話 098-921-8131 内線 (155)

- (2) 入札説明書の交付期間等
  - ア 交付期間 平成29年12月15日 から 平成30年2月13日 まで(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条1項に規定する行政機関の休日 (以下「行政機関の休日」という。)を除く。)の毎日、午前8時から午後10時まで。ただし、金曜日は午後6時まで。 平成30年2月13日 は正午まで。
  - イ 交付場所 防衛施設建設工事電子入札システムセンター

http://www.mod-eboc.go.jp

ウ 交付方法 全て、電子データで交付を行う。

文書類等 PDF (Acrobat11形式以下)

申請書類 Excel (Ver2010形式以下)

なお、標記以外の形式による提供は一切行わない。

- エ 使用条件 ダウンロードした資料の取り扱いに関する利用規則に同意すること。
- オ その他

通信環境の不具合等のため、希望する者は電子情報の提供を依頼することができる。 この場合、(1)へ「図面データの取り扱いに関する同意事項」(記入・押印済みの もの)、データを保存するために必要な、CD-ROM(未使用のもの)及び着払いのラベ ル(宅配業者の場合)又は切手(書留分・日本郵便の場合)を貼付した返信用の封筒 を同封し、送付すること。

なお、配送によるもの以外の対応は行わない。

また、この対応により被った不利益や損害については、一切保障しない。

※「図面データの取り扱いに関する同意事項」の書式については、防衛省のホームページより入手可能である。

(http://www.mod.go.jp/j/procurement/kensetsukouji/oshirase/pdf/koji\_004.pdf)

- (3) 申請書及び技術資料の提出期限等
  - ア 提出期限 平成30年1月10日 正午
  - イ 提出方法 電子入札システムにより提出を行うこと。ただし、申請書及び技術資料 が資料が3MBを超える場合の提出方法等については、入札説明書による。 紙入札方式による場合は、(1)に持参又は郵送(書留郵便に限る。)若しく は託送(書留郵便と同等のものに限る。)(以下「郵送等」という。) する。
- (4) 入札書の受領期限等
  - ア 受領期限 平成30年2月8日 正午
  - イ 提出方法 電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、持参することとし、郵送等による提出は認めない。
- (5) 開札の日時及び場所
  - ア 開札日時 平成30年2月14日 午後 1時30分
  - イ 開札場所 沖縄防衛局1階 入札室1
- 5 その他
  - (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
  - (2) 入札保証金 免除。
- (3) 契約保証金 納付(保管金の取扱店 日本銀行コザ代理店)。ただし、利付国債の提供 供(取扱官庁沖縄防衛局)又は金融機関若しくは保証事業会社の保証(取扱官庁沖縄防衛 局)をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券に よる保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。 なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は請負代金額の10分の1(予決令第86条 の調査を受けた者との契約については請負代金額の10分の3)以上とする。
- (4) 入札の無効 次に掲げる入札は無効とする。
  - ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札
  - イ 申請書又は技術資料に虚偽の記載をした者のした入札
  - ウ 入札に関する条件に違反した入札
- (5) 配置予定監理技術者の確認 落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により 配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。 なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定技術者の 変更を認めない。
- (6) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準(以下 「調査基準価格」という。)を下回っている場合は、予決令第86条の調査(以下「低入札価 格調査」という。)を行うので、協力しなければならない。
- (7) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価

格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置 を求めることがある。(詳細は入札説明書による。)

- (8) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注 する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
- (9) 低入札価格調査を受けた者との契約については、前払金の割合を請負代金額の10分の2以内とする。
- (10) 契約書作成の要否 要。
- (11) 技術提案の可否及び評価の有無については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知する。
- (12) 本工事に係る申請書及び技術資料の提出に当たって、技術提案により施工しようとする場合は、その内容を示した技術提案書を提出すること。

ただし、技術提案が適正と認められなかった場合においては標準案により入札に参加ができる。

また、標準案に基づいて施工しようとする場合は、標準案によって入札に参加する旨を 記載した書面を提出すること(詳細は、入札説明書による。)。

- (13) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4(1)に同じ。
- (14) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加 上記 2 (2) に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記 4 (3) により申請書 及び技術資料を提出することができるが、競争に参加するためには、 開札の時において、 当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (15) 予定価格に対して、著しく低い価格又は高い価格で応札した場合は、当局の行う調査に協力を求める場合がある。
- (16) 一般競争参加資格確認通知書により競争参加資格があると認めた者が応札しなかった場合は、当局の行う調査に協力を求める場合がある。
- (17) 詳細は、入札説明書による。